

Challenger

Topics

水田利用の露地野菜経営

～ねぎを毎年面積拡大～

栃木市 シノギ農園(篠木利一・良夫・久雄さん)

【経営の概要】

- 作付面積：露地ねぎ 727a
- 労働力：家族労働 4人、常時雇用 4人

【施設園芸から土地利用型園芸へ転換した経緯】

シノギ農園の作付け面積は、現在、ねぎ727aで経営の大半を占めています。平成16年頃は、水耕及び土耕の施設でチンゲン菜、サラダ菜、小松菜（以下、施設栽培野菜）を中心に栽培し、周年出荷していました。

平成21年頃から露地ねぎを20a程度試作してみましたが、比較的苦勞せず販売することができました。ねぎは、一般的に5月はとう立ちしやすく、当時は、生産者が敬遠するため品薄となる傾向がありました。

シノギ農園では、5月のとう立ちを最小限に栽培する技術を試行錯誤し、5月出荷であっても高



収穫作業を行う篠木利一さん

品質のねぎが出荷できる自信がついたので、経費を上回る単価で販売できると判断し、徐々にねぎを増やしていきました。この頃、野菜の輸入が増えてきている時期で、ねぎも例外ではありませんでしたが、上記の「販売価格が安くても経費をそれ以下に抑えられれば、経営は成り立つ」との考えがありましたので、露地ねぎの栽培へ転換していきました。

【生産拡大に向けた取組】

平成16年頃は、施設栽培野菜のみで面積は40a程度でしたが、平成21年頃から露地ねぎへの転換を始め、徐々に拡大していき、現在では露地ねぎを727a栽培するようになりました。

生産拡大に当たり、労働力や収穫量、機械の稼働率等に無駄が生じないように、一度に、多台数の機械を導入したり、面積を大幅に拡大することは避け、毎年、少しずつの面積拡大と機械を1台程度導入することを10年以上続け、現在の727aに至りました。

【今後の拡大計画】

本年度、産地づくり基本構想を策定し、県単補助事業により更なる機械化を図っています。その機械を有効利用するよう、借入地を増やしているところです。また、ねぎの連作障害対策や経営の安定のためにも、作付け品目をねぎに止まらず、他の品目が必要と考えており、いも類を試作しており、ある程度の栽培技術が把握できたら拡大していく予定です。



包装したねぎ

有機稲作で 地域を引っ張る

野木町 館野かえる農場 代表 館野廣幸さん

【経営の概要】

有機農業で次の品目を栽培しています。

水稻 10ha 小麦 1ha
大豆 1ha キウイフルーツ 10a
労働力 3人

(うち常時雇用1人、販売担当1人)

【経営の発展経過】

館野さんは大学卒業後、慣行栽培の農業に従事しました。機械作業のある水稻については、全面的に父から任されました。

数年後、慣行型農業に疑問を持ち、機械除草・深水管理による有機稲作を平成4年から始めました。成苗田植機を導入し、コイ除草、アイガモ除草を経て、NPO法人民間稲作研究所の故稲葉光國前理事長とともに深水管理・2回代かきによる有機稲作を確立しました。畦畔管理はクモなどの有用生物を残す草刈りを行い、また、有機物はほ場に還元し、購入した有機肥料を用いることはほとんどありません。



無除草での有機栽培水田（出穂期）

有機農業導入当初は、家族や近所の方の理解も得にくかったのですが、毎年、地元小学校での田植え・稲刈り体験などの実施で地域の理解を得、毎年少しずつ農地が集積し、現在では佐川野土地改良区内に10ha以上の農地をまとめて管理できる

までになりました。有機農業は、水源の農薬汚染が無いことが重要ですので、区画がまとまっていることは非常に有利です。

【経営の高度化・効率化】

有機稲作は肥料・農薬の削減はできますが、田植機、乾燥機等の設備投資は必要です。

また、コシヒカリだけではなくモチ品種を含む数品種を作付けすることで田植時期、収穫時期を長くとり、機械の稼働率を上げています。これも、農地が集約し水管理が適切に行えるからこそ可能となっています。

館野さんの有機稲作の特徴として、①収量は慣行より低いものの、冷害等の時のダメージは慣行より少ないこと、②出芽後の管理は水田の一角を用いたプール育苗のため育苗の手間が省けること、ただし、③播種量が少ないため、10aあたりの箱数は慣行より多いことがあげられます。

精米室を整備し、顧客から要望される米を個人ブランド米として300~500円/kg（玄米）で固定客等に販売しています。なお、販売先は口コミ等で増加しています。



保管中の米の前の館野さんご夫妻

【今後の目標】

現在、稲作の研修生を募集中です。研修生の中から自分の考え方に合った人を自分の農場の後継者にしたいと考えています。また、NPO法人民間稲作研究所理事長を務めているため、経営移譲後に有機稲作の技術を広めたいと思っています。そして令和4年度は、小山市有機農業推進協議会の副会長として、実験田を小山市内に設ける予定です。

情報共有や農作業効率化に 取り組む生産者

下野市 近藤文二・陽一さん

【経営の概要】

経営面積 いちご 30a

(とちあいか、スカイベリー、とちおとめ、ミルキーベリー)、水稲 5ha、麦 20ha

労働力 家族5人、臨時雇用2人

【経営の発展経過】

経営改善を進める一家の大黒柱である陽一さんは、両親のいちごと小規模な米・野菜経営を引き継ぎ、今年で就農20年目になります。

いちごは新品種の導入を積極的に進め、「とちあいか」も作付け2年目にして主力品種になりました。7年前から麦にも力を入れ始め、現在は米麦と施設園芸との複合経営をしています。米麦拡大に伴う資材や機材を格納するため、2年前には不要となった鉄骨ハウスをリフォームして納屋も建設しました。



収穫作業をする近藤陽一さん

【経営の高度化・効率化】

5年前の認定農業者の経営改善計画では労働力の不足が課題でしたが、いちごの雇用を2名に増やすとともに、家族や従業員との意識の共有や情報の共有を図るため、SNS（アグリノートやLINE）を活用しています。

その他に、短時間で作業を行うための工夫もしています。麦を作付けする20haは条件の良い畑ば

かりではありません。トラクターで耕す際、高速作業が出来るようロータリー耕でなく、スプリングハロー等も導入しました。なお、水稲と麦の作付けは二毛作でなく、麦跡の片付けに悩まないように、後作は作りません。



近藤文二さん(左)、陽一さん(中央)と御家族の方々

【今後の目標】

現在、いちごでは、「とちあいか」作付けに伴い農業振興事務所の現地実証展示ほに協力し、ハウス内環境がスマートフォンで誰もが見られる機器を利用しだしており、これらICT機器の導入も積極的に進めたいと思っています。

また、米麦では耕起時間もかかるため、トラクターの自動運転装置も検討していきたいと考えています。

今後も、農作業効率化による労働時間の削減を図りながら土地利用型の米麦を拡大することで、地域の農業・農地を守っていければと思っています。



とちぎ広域営農システムについて

1 とちぎ広域営農システムとは

農家の高齢化や新規就農者の減少により、地域農業の担い手も減少しています。高齢化は、集落営農組織の構成員も同様で、組織の存続が危ぶまれる地域もあります。

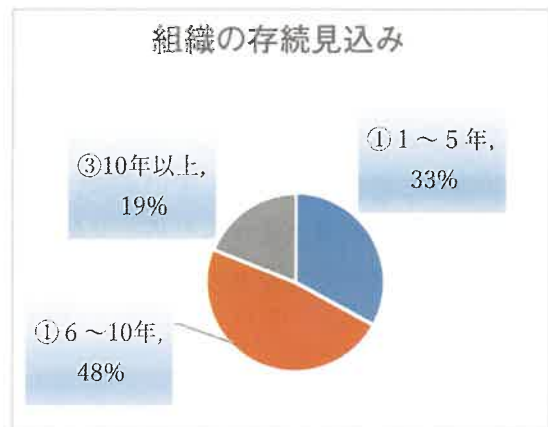
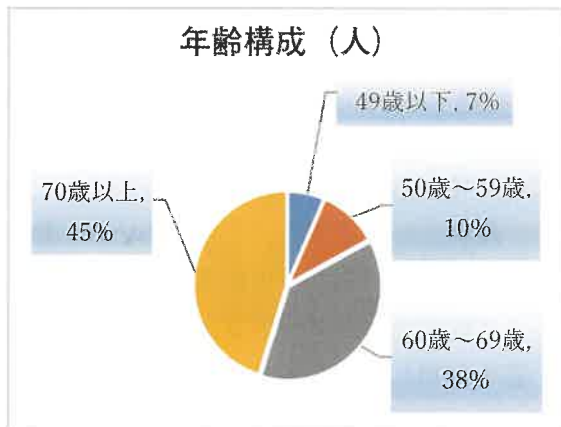
特に、下都賀地域は集落営農組織が多く、県内の約1/3となる88組織がありますが、構成員の約半数が70歳以上ですし、存続の見込みは約8割が10年以内と答えています。

一方で、大規模化する農家においては、農地の

集積・集約化や圃場の大区画化など、生産の効率化に向けた課題も生じています。

このため、5年先・10年先も地域の農業が続けられているよう、人・農地プランを踏まえた地域ぐるみの話し合いを通じて、集落の範囲を超えて広範囲に農地を引き受ける担い手と、農村環境を保全する多様な人材の参画により、地域の力を結集して営農を支える仕組みづくりを進める必要があります。この仕組みのことを「広域営農システム」といいます。

《集落営農組織アンケート調査結果（令和3年6月実施）》



2 下都賀地域の広域営農システムづくり

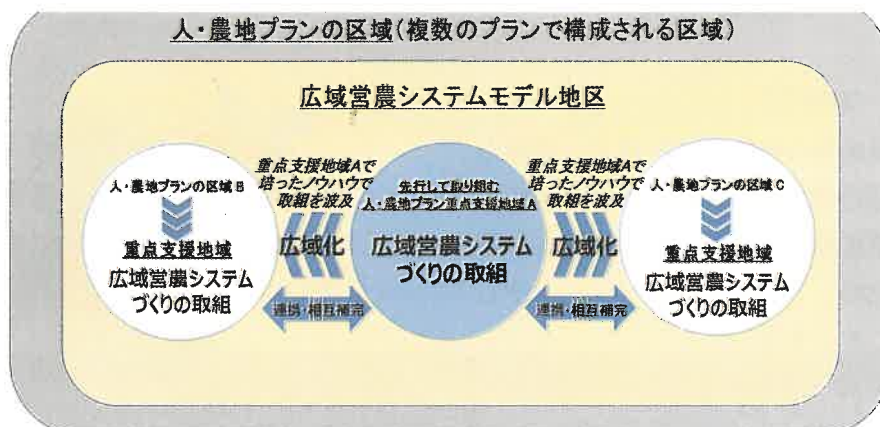
下都賀地域の「広域営農システムづくり」は、市町や関係団体等との緊密な連携はもとより、農地利用最適化推進委員をはじめとする地域の代表者の皆さんも含め、すべての関係者に認識共有・

相互理解を図った上で取組を進めています。

(1) 広域化の手段

広域営農システムづくりを進める集落の範囲を超えた広域的な地域（広域営農システムモデル地区）内で取り組む人・農地プラン重点支援地域を増やしていくことで広域化を図ります。

《広域化のイメージ》



(2) 人・農地プラン重点支援地域の取り組み

人・農地プランの実行に向け、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化と農業・農村の有する多面的機能の維持・保全活動をベースの取組とし、新たな担い手の参入や農作業の効率化に向けた条件整備（基盤整備やスマート農業機器の導入等）など、地域の実情を踏まえ、必要な対応策を組み合わせる取組を進めていきます。

(3) 取組の進め方

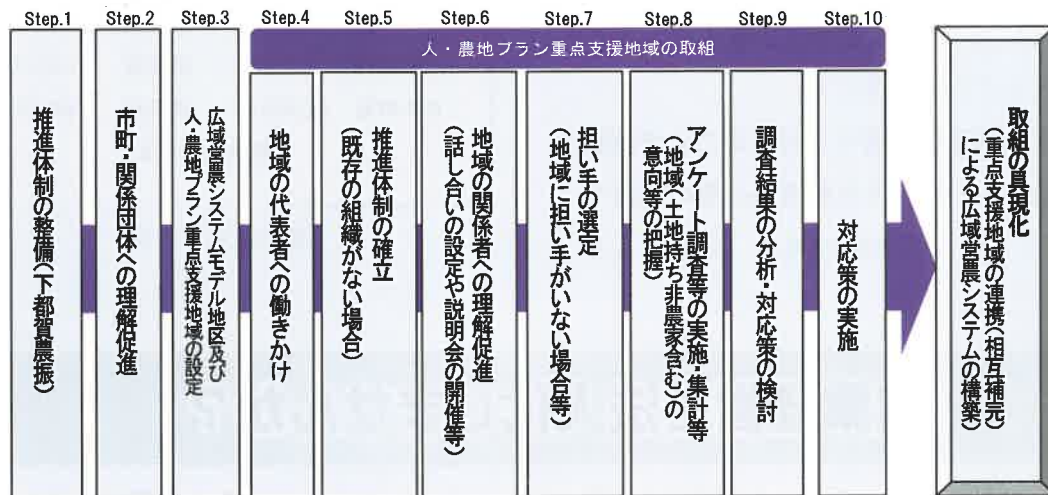
各種施策を計画的に推進していくため、地域ぐるみの話し合いを進めるとともに、的確な意見・意向等を把握することがとても重要です。

このため、取組を進めている人・農地プラン重点支援地域に関係する皆さんに対し、アンケート調査等を行い、その結果を踏まえて市町や関係団体、地域の代表者の皆さんと集落の範囲にとらわれない営農のあり方について検討した上で、具体的な対応策の実施に結びつけていきます。

《取り組みのイメージ》



《取組手順》 ※地域の実情を踏まえ、必要に応じて見直します。



(4) モデル地区・重点支援地域の状況

今後、5年間を見据えて下都賀農振が《広域営農システムモデル地区(令和3年度)》各市町と調整して13地区のモデル地区を設定しました。

また、各市町がモデル地区内に計16地域の人・農地プラン重点支援地域を設定し、このうち6地域で今年度から取組を行っています。

市町	モデル地区	人・農地プラン重点支援地域
栃木市	皆川	小野口町
小山市	生井・寒川	迫間田
	粟宮	粟宮ほ場整備地区
下野市	上古山	上古山ほ場整備地区
壬生町	稲葉・セツ石	下稲葉ほ場整備地区
野木町	佐川南・川田	川田

インボイス制度について

令和5（2023）年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。インボイスとは適格請求書のことで、これを発行できるのは「適格請求書発行事業者」に限られます。「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を税務署に提出（e-Tax可）し登録を受ける必要があります。登録申請手続は令和3年10月1日に開始されており、課税事業者（仕入税額控除を行う）に限らず、免税事業者においても取引相手が適格請求書を必要とする事業者であるのかを勘案し、申請を考えておくことが大切です。

具体的な適格請求書は例示したとおりで、登録番号や税率ごとに区分して合計した対価の額、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等が記載されています。また、この名称は納品書、領収書、レシートでもよく、電磁的記録（電子インボイス）で提供することも可能です。

特例として、適格請求書を交付することが困難な、卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡やJA等に委託して行う農産物の譲渡（いずれも条

件あり）等では交付義務が免除されます。また、農事組合法人では、従事分量配当を受け取る組合員が法人に対し適格請求書を交付しなければならないことがあげられ注意が必要です。なお、制度開始後6年間は免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置があります。

インボイス制度について詳しいことは、税理士または税務署にお問い合わせください。

請求書		(株)〇〇ファーム	
△△御中	登録番号 T0235689...		
10月分 31,720円	令和〇年10月31日		
日付	品名	金額	
10/1	なす*	4,000円	
10/5	ねぎ*	5,000円	
10/12	堆肥	20,000円	
合計	29,000円	消費税	2,720円
8%対象	9,000円	消費税	720円
10%対象	20,000円	消費税	2,000円
* 軽減税率対象			

適格請求書の例

農業経営を法人化しませんか？

農業経営を発展させていくと、ある程度の規模で、雇用の必要性や、取引相手との信用、事業継承などをきっかけに法人化について検討することになります。

何事にもメリットとデメリットはあります。短期的な節税や補助金などより、長期的に見て自分の経営を良くするという目標のために法人化という手段をどう使うかという視点で、法人化を検討してもらえると良いと思います。

家族経営を1戸で法人化する場合は株式会社（会社法）が一般的です。また営農集団など、複

数世帯で法人化する場合は農事組合法人（農協法）が一般的です（他にもいくつか取り得る法人の形式があります）。

また、上記とは別に、今後農地集積が必要になる場合は農地所有適格法人（農地法）の要件に合う法人にしておくが良いです。

法人設立の時は、個人から法人への資産のやりとりも税法上の贈与と見なされる等、各法律上のいくつかの留意点があります。不明な点は当事務所、または各関係機関へお問い合わせください。

収入保険及び園芸施設共済の加入推進について

収入保険は、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、新型コロナウイルスによる影響など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少について補償を受けることができる制度で、1年以上の青色申告実績がある農業者（個人・法人）が加入できます。

令和5年補償新規加入の申込の締切りは、個人が令和4年11月末、法人が決算月となっておりますので、ぜひ早めのご検討をおすすめします。

園芸施設共済は、お持ちの農業用ハウスやハウス内の栽培用設備等が、台風や大雪などの自然災害などによって損害を受けたとき、再建を助ける

共済金を受け取ることができる制度です。補償を手厚くするプランや負担額を抑えるプランなど、ご希望に合わせて設定できますので、頻発する自然災害への備えとして、ぜひ加入をご検討ください。

詳しい加入方法や、負担額などのご相談は、栃木県農業共済組合へお問い合わせください。

栃木県農業共済組合（NOSAI とちぎ）

本 所 ☎028-683-5531

県南支所 ☎0285-23-7771

● 農業経営上のリスク



● 園芸施設共済で支払い対象となる災害



農薬を使用する皆様へ

**農薬使用前に、農薬ラベルの登録内容を指差しながら、
声に出して読み上げ確認！**

【確認内容】

適用作物、適用病害虫、希釈倍率、使用量、使用方法(散布・株元灌注など)、
使用時期(収穫前日数)、成分の総使用回数、注意事項

※ラベルの確認は、できれば複数人で行いましょう。

※使用状況は正確に記帳しましょう。

次のような農薬を使用する場合は特に注意が必要です。

① 剤型によって使用したい作物に登録がないものがあります。

同じ成分であっても、剤型(乳剤や粒剤など)が異なると、使用できません。

(例) ○○○乳剤 登録あり → 使用可能

○○○細粒剤 登録なし → 使用不可

② 使用方法を誤ると残留基準を超過する恐れがあります。

必ず登録内容どおりの方法(散布や株元灌注等)で処理するとともに、「使用上の注意事項」も守りましょう。

たとえば、株元灌注処理を指定されている薬剤は、処理時に薬液が葉に付着してしまうと、残留基準を超過する恐れがあります。

【にらの例】

○ (正しい使用方法) : 刈取り直後で、にらに薬液が付かないよう株元灌注

× (注意したい使用方法) : にらが伸び出してから株元灌注

(茎葉に薬液が付いてしまう可能性がある)

「株元灌注」で登録がある農薬の注意事項の記載例

「にらに使用する場合は、前作のにらを地際から刈取りした後、できるだけ速やかに株元灌注し、希釈液が直接茎葉にかからないように注意すること。」

※使用方法が異なる薬剤を同時処理してはいけません。たとえば、株元灌注処理の薬剤を、散布処理の薬剤と混合して処理してしまうと、不適正な農薬の使用になり、残留基準を超過する恐れがあります。

栃木県農政部・JAグループ栃木安全・安心対策本部

新名誉農業士の紹介

令和4年1月11日に栃木県公館において認定式が行われ、下都賀管内から3名の名誉農業士が認定されました。

栃木市 田藤 徹雄さん

- ・経営類型 いちご
- ・農業士活動 28年
- ・活動内容

県内外のいちご後継者の研修の受け入れを積極的に行い、農業の理解促進やいちご担い手の育成確保に尽力されました。

地元小学校が実施する校外学習へも積極的に協力し、将来の農業経営者及び消費者への理解促進に取り組まれました。

J A しもつけイチゴ生産組織連絡協議会長、栃木県農業士会いちご専門部会長を務められ、いちごの経営・技術や新品種普及に活躍されました。

小山市 郷野 康子さん

- ・経営類型 ブルーベリー
- ・農業士活動 19年
- ・活動内容

家族経営協定について、地域への締結推進に積極的に貢献し、農家生活や農業経営の発展に努力されました。

農業委員を務め、男女共同参画意識の啓発や、女性農業者の認定農業者への誘導などビジョン推進に尽力されました。

県内の幼稚園や小学生の親子体験や介護施設利用者の健康増進、生きがいの場として、農園カフェを積極的に解放受け入れし、農業振興や地域活性化に貢献されました。

下野市 伊澤 千代子さん

- ・経営類型 いちご+水稻
- ・農業士活動 21年
- ・活動内容

栃木県女性農業士会経営参画部会副会長、下野市農業委員を務め、男女共同参画意識の啓発や、家族経営協定の締結及び女性農業者の認定農業者への誘導などビジョン推進に貢献されました。

J A うつのみや南河内支部イチゴ部会女性会の初代会長、南河内町農村生活研究グループ会長を

務めるなど、女性組織のリーダーとして組織活性化に尽力されました。

農村生活研究グループの仲間達で加工グループを組織して、地元特産のかんぴょう利用した総菜の開発・販売に力を入れるなど、地域の女性起業活動に貢献されました。

コンクール等の受賞結果

令和3年度(第60回)農林水産祭

農業・蚕糸部門

日本農林漁業振興会会長賞

五十畑 茂さん(小山市)

五十畑 啓子さん(小山市)

令和3年度全国優良経営体表彰

経営改善部門

全国担い手育成総合支援協議会会長賞

パナプラス 株式会社(栃木市)

令和3年度優良担い手表彰

優良認定農業者の部(個人)

優良賞 荒川 剛士さん(下野市)

第3回栃木県農業大賞

農村活性化の部

栃木県知事賞

西方町農産物加工組合「おとめ会」

(組合長 大嶋 たか子さん)(栃木市)

農業経営の部

特別賞(下野新聞社長賞)

宇戸平 庄一郎さん(下野市)

宇戸平 清恵さん(下野市)

芽吹き力賞

特別賞(下野新聞社長賞)

株式会社 新日本農業

(代表取締役 荒井 聡さん)(小山市)

令和3年度栃木県土地利用型園芸コンクール

審査委員特別賞

篠木 利一さん(栃木市)

2021年(第49回)毎日農業記録賞

中央入賞 優良賞

海老原 寛明さん(下野市)

認定農業者協議会通信

下都賀地区認定農業者協議会

今年度は新型コロナウイルス感染症のため、当初予定した視察研修は実施できませんでした。11月18日の全国農業担い手サミットin茨城はリモート開催となりましたが、下都賀庁舎に視聴会場を設置し、希望者が参加しました。

アグリマネージメントセミナーは各部門ごとに次のとおり実施しました。

部門名	月日	内容(場所)
土地利用型	7/7	スマート農業技術実演 (栃木市)
いちご	11/18	「とちあいか」現地検討 (下野市)
トマト	11/10	低コスト簡易養液栽培システム現地検討(小山市)
露地野菜	12/14	ニラ調整機現地検討 (栃木市)
果樹	7/13	なし視察研修(高根沢町)
花き	11/19	建設足場資材利用ハウスに関するセミナー (オンライン視聴)
経営	7/13	経営相談会(下都賀庁舎)

下都賀地区農業士会

若い後継者の研修や技術、経営支援を進めながら、青年農業者等の育成指導を行っています。研修会や情報交換会を主な事業として活動していますが、本



年度は7月に管内の新農業士の経営事例を視察しながらの研修会を実施しました(写真)。

下都賀地区女性農業士会

とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの推進、農村女性組織等の育成指導や農村地域の活性化を図るために活動を展開しています。



本年度は、コロナ禍の中で活動も制限されましたが、10月に、名誉農業士の出席を頂きながら、全体集会を開催し、会員の交流を図りました(写真)。

下都賀地区農村女性会議

農村女性会議は、「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」の実現に向け、女性組織間で連携し、女性の地位向上や能力発揮に向け活動を展開しています。

今年度の「輝く農村女性のつどい」では、「新しいことを始める」をテーマとした講演や事例発表により次世代の農村女性育成に向けた研修を行いました。

また、農業委員の女性登用推進に向けて栃木市への要請活動を行いました(写真)。



発行

栃木県下都賀農業振興事務所
栃木市神田町5-20

経営普及部 ☎ 0282(24)1101
FAX 0282(23)6563



下都賀農振

検索

